

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和7年12月16日（火曜日）		
開 会	午前9時59分	閉 会	午後2時25分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 坂根 政代 雲坂 衛 米村 京子 浅野 博文 星見 健蔵 上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	加藤 茂樹 寺坂 寛夫		
事務局職員	主査兼議事係長 谷島 孝子 調査係主任 小林 舞実		
出席説明員	<p>【総務部】</p> <p>総務部長 塩谷 範夫 次長兼総務課長 濱岡 直樹 総務課公文書管理室長 井上 拓也 総務課課長補佐 濱崎 浩司 行財政改革課長 宮崎 学 行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 黒田 洋太 職員課長 入江 卓司 職員課課長補佐 前田 修次 検査契約課長 松尾 一繁 財産経営課長 金谷 幸一 財産経営課課長補佐 中島 祥太 資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 西川 裕二</p> <p>【総務部 税務・債権管理局】</p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 中島 辰哉 固定資産税課長 雁長 徹 収納推進課長 池原 章博 市民税課課長補佐 谷本 泰志 固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵 収納推進課課長補佐 中瀬 淳</p> <p>【総務部 人権政策局】</p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 山下 宣之 次長兼中央人権福祉センター所長 田渕 聡 人権推進課課長補佐 中川 真理 中央人権福祉センター総括主査 川口 寿弘 中央人権福祉センター主査 川上 正樹 男女共同参画課長 小清水 晃子 男女共同参画課課長補佐 川北 明子 男女共同参画センター所長 坂本 欣生</p> <p>【危機管理部】</p> <p>危機管理部長 山川 泰成 危機管理課長 田川 新一 危機管理課参事 中本 克章 危機管理課課長補佐 北村誠太郎</p> <p>【企画推進部】</p> <p>企画推進部長 河口 正博 政策企画課長 上田 貴洋</p>		

	政策企画課課長補佐 増田 和人 文化交流課長 中村 和範 国際交流プラザ所長 平井 圭介 デジタル戦略課課長補佐 上田 芳郎 【市民生活部】 市民生活部長 谷口 恭子 地域振興課課長補佐 有田 博 協働推進課参事 山根 優子 市民総合相談課長 前田 武志 次長兼市民課長 北村 貴子 市民課課長補佐 山内 祥光 【環境局】 環境局長兼生活環境課長 山根康子郎 生活環境課課長補佐 池原 洋右 環境保全課課長補佐 広谷 英之 【総合支所】 河原町総合支所長 山根ちはる 用瀬町総合支所長 太田 潤一 気高町総合支所長 中原 登 鹿野町総合支所長 小林 克己 【監査委員事務局】 事務局 長 富山 茂 局長補佐 太田 薫道 【選挙管理委員会事務局】 事務局 長 有本 公博 【出納室】 会計管理者兼出納室長 横尾 賢二 【市議会事務局】 事務局 長 一村 泰志	秘書課広報室長 植田 孝二 文化交流課課長補佐 入江 竜生 デジタル戦略課長 松田 仁史 地域振興課長 河上 昌輝 協働推進課長 小森 毅彦 協働推進課課長補佐 酒本 晶恵 市民総合相談課長補佐 白間 純一 市民課参事 植田 光一 生活環境課参事 林 公博 環境保全課長 西澤 直也 河原町総合支所副支所長 前田 武彦 用瀬町総合支所副支所長 岡本 秀一 気高町総合支所副支所長 久野 明男 鹿野町総合支所副支所長 西垣 拓二 事務局次長 有元 薫治 事務局次長 田渕 康修 出納室室長補佐 山内 倫代 事務局次長 太田奈津美
傍聴者	なし	
会議に付した事件	別紙のとおり	

午前9時57分 開会

【総務部・危機管理部】

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、総務部・危機管理部の議案審査を行い、その後、企画推進部、市民生活部、各種委員会等の順に進めてまいります。よろしくお願いいたします。

それでは、総務部・危機管理部に入ります。まず初めに、塩谷総務部長に御挨拶をいただきたいと思えます。塩谷総務部長。

○塩谷範夫総務部長 総務部の塩谷でございます。今日は、総務部・危機管理部につきましては、前回12月8日の総務企画委員会で御説明を申し上げました議案5件につきまして、御審議のほうをよろしくお願いいたします。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 それでは、審査に入る前に、前半の12月8日の委員会で、資料請求した内容について説明を受けたいと思えます。前回、伊藤副委員長が依頼された資料についての説明があります。資産活用推進課、福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。それでは、A4横の資料、右肩1の3を御覧ください。1ページ目ですが、消防法で設置が義務づけられております屋内消火栓、火災報知器・感知器などの消防用設備の点検により、記載のとおり、14校で不具合箇所が判明いたしました。

次は、2ページ目を御覧ください。こちらは、建築基準法により、学校など不特定多数が利用する施設、こちらを特殊建築物といいますが、こちらに義務づけられているもので、防火戸や防火シャッターなどの防火設備、こちらが点検対象となっているものでございます。こちらについては、26校で不具合が判明いたしました。

3ページを御覧ください。こちら、プール設備の点検によりまして、ろ過装置などの不具合が判明したものでございます。令和8年の当初予算での修繕対応ですと、5月にプール掃除、6月から実際の水泳授業が始まりますので、こちらのほうに間に合わないおそれがありますので、本補正予算でお願いをしているものでございます。説明については、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございました。

それでは、議案審査に入ります。審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いをしておきます。

議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。坂根委員。

◆坂根政代委員 事業別概要の13ページの下段、先ほど説明を受けたところなんですけど、消防設備の点検というのは、義務ですから毎年行われておりますよね。とすると、今回、かなりの件数になってるので、昨年状況はどうだったのかっていうことを教えてください。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 昨年の状況は、教育委員会のほうで実際に点検されて、不具合箇所

所について12月補正で対応された状況でございますので、こちらについてはお調べしてから、また御報告させていただきたいと思っております。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 分かりました。また、お知らせをいただきたいと思っておりますけれど、去年はそんなに上がってないのに、今年はすごく上がってきたなということがありますので、その辺は、点検の仕方が違うのかどうなのかということも含めてですね、またお知らせください。よろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 資料、ありがとうございます。資料3ページの管理経費、48万8,351円、これの考え方を教えてもらえますか。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。こちらのマネジメントフィーですけれども、こちらの点検に伴うこちらの修繕を、日本管財のほうで実施、点検、検査確認もしますので、そういうことで、包括管理と同じマネジメントフィー、3%をお願いしているものでございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 今回は、この消防とか防火設備等の点検で不具合が見つかったところの修繕費が計上されてきてるんですけれども、それで、ちゃんと修理がなされたかとかいう点検を、その日本管財さんがするから、この管理経費っていうのが上がってるっていうことなのか確認と、あと、この修繕の発注、これも、包括管理なので、プラス、その日本管財さんがやられるということでもよろしいですか。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。業務発注及び修繕結果、こちらについては日本管財にお願いいたしますので、伊藤副委員長が言われたとおりでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 14ページのふるさと納税です。確認ですけれども、事業の概要の一番下に決算見込みが2万8,000件で11億6,000万円、ここに括弧書きで、10月末での見込みと言ってるんですけど、どういうふうに理解したらいいのか、まずこれを教えてやってください。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。こちらの表記ですけれども、こちらは令和7年10月末の見込みで、寄附状況だと今年の決算は2万8,000件、11億6,000万円になるのではないかとこの予想をしたものでございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 分かりました。要するに、11月末の見込みから推測すれば、決算見込みが11億6,000万円になるということですね。

それで、今年から、業者のほうに委託をして、あれは、このふるさと納税の事業の収益って

いうか、あれの4%とか5%だかっていう話だったんだけど、これ、見込みを、11億という格好だったんだけど、民間の業者に指名することによっての見込みは、どれぐらいされたのかどうかということと、あわせて、いわゆる経費ですね、費用、最終的にはどれぐらいかかるのか、自前でやってきたときと、自前といえますか、鳥取市がずっとやってた分と、業者のほうにこれを出したときと、どの程度その差額があるのか、その辺りも分かれば教えてやってください。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一郎資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。まず、JTBに委託を今年度から3年間お願いしてるもので、JTBへの手数料でございますけれども、委託料が5,100万、委託料の4%で、5,100万を見込んでるところでございます。

あと、全体の経費率ですけども、ちなみに、令和5年度が44.5%、令和6年度が43.3%でございました。令和7年度についても、大体45%前後になるのではないかなと予想しとるところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今年度の見込みは何ぼで、要するに、去年かな、前の総務企画委員会で柳大地議員が、これで、ぜひやるべきだということで、15億は確実だというような発言もあったんだけど、市は民間の新たな業者に指定することによって、幾らくらいな予定っていうか、決算見込みしておられたのか、その辺り教えてやってください。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一郎資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。今年の見込みとしては、一応11億を予定にしておりました。駆け込み需要もありまして、結構10月の伸びがよかったものでして、対前年と比べても、1.5倍ですか、大体32%増っていうことでしたので、それを踏まえて、11億よりちょっと多めの11.6を見込んでるところでございます。来年度では、一応13億、最終的には15億行けばいいのかなと考えとるところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 分かりました。そもそも、このふるさと納税っていうのは、同じ器の井の中のやつを、こっちに行くか、あっちに行くかの話になってるわけで、そうなってくると、鳥取市のほうからも、ふるさと納税で、ほかの都道府県なり、自治体にということもあるわけですので、その辺りも、しっかりとアンテナ張り巡らせるような形で、やはり市民に、よそに納税してくれっていうことは言えないかしらんけれども、それ以上のものを、こちらのほうに取り込むしかないのかなというふうに思っていますので、引き続き、この件につきましては、努力をお願いしたいということで終わります。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 委員会資料1の1で、9ページの下の方なんですけど、人権福祉センター管理費の会計年度任用職員報酬等で、109万4,000円が増額補正なんですけど、その理由と、あと、10ページの地域共生社会推進・生活困窮等包括的支援事業費のところの、生活困窮者自立相談支援事業費の、ここも、会計年度任用職員の人件費の実績見込みによる増ということで、

49万8,000円計上されてますけど、その中身についてお願いします。

◆吉野恭介委員長 田渕所長。

○田渕 聡中央人権福祉センター所長 まず、資料1の1の9ページ、会計年度任用職員の109万4,000円の増の内容ですけども、こちらにつきましては、本来あるべき科目に組み替えたことによる増という理由になっております。当初、予算の科目を間違えておりましたところで、本来あるべき科目に組み替えたことによって、190万4,000円の増となっております。

それから、もう一つは、10ページの生活困窮者自立相談支援事業費の会計年度任用職員の増でございますが、こちらは、パーソナルサポートセンターの職員費になっております。こちらは、職員の給料の改定に、違います。職員の人件費の給料の、個別に、給料改定によって、増額をさせてもらってるところです。すみません、もう一度、訂正させていただきます。

◆吉野恭介委員長 田渕センター所長。

○田渕 聡中央人権福祉センター所長 失礼しました。生活困窮者自立相談支援事業費については、ちょっと調べて、もう一度お答えさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 そうしましたら、9ページのとこの、その本来あるべき科目に組み替えたってということなんですけど、ていうことは、どっかが減ってるってことやと思うんですけど、どこに入ってる、今回組み替えたんですかね。

◆吉野恭介委員長 田渕所長。

○田渕 聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田渕です。組替えの場所なんですけども、10ページの人権交流プラザ管理費の会計年度任用職員報酬等の、84万6,000円を減額したところによります。金額が違うことにつきましては、それぞれ、人によって単価が違うものですから、その差が生じたものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第139号令和7年度鳥取市土地取得費特別会計補正予算（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、議案第139号令和7年度鳥取市土地取得費特別会計補正予算の質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第139号令和7年度鳥取市土地取得費特別会計補正予算を採決いたします。
本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第141号令和7年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第141号令和7年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算の質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第141号令和7年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第149号鳥取市職員給与条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第149号鳥取市職員給与条例の一部改正についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。上杉委員。

◆上杉栄一委員 部長級・次長級の人事評価っていう説明がこの間あったんだけど、これは、大体、どなたがその人事評価されるのか、その辺り教えてください。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。まず、次長級の職員につきましては、部長が評価者になります。そして、部長級の職員については、副市長が評価者となります。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 資料2の2ページ、改正の概要の（1）のところに、四角の枠組みで、8級職員の人事評価による昇給イメージというところで、12月の8日には、B評価、良好というのは大体標準だという話を伺いました。じゃあ、A評価とかS評価というのは、例えば、特に良好とか、極めて良好というところの、どういうことが基準になって判断をされるのか、もし事例等があれば、教えてください。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。なかなかその具体的な事例というのは、個別によって違いますので、難しいですけれども、評価自体は、あくまで絶対評価で、相対評価ではありませんので、極めて、何か業務のほうで功績を上げたとか、部長級・次長級ですと、特にマネジメ

ントの能力ですとか、そういったことで評価を受けるものというふうに認識をしております。
以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。マネジメントというところで回答をいただいたんですが、じゃあ、もう既に、この絶対評価というところでの評価基準はあるというところで、受け止めたらよろしいですか。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。評価基準は、一応人事評価の手引というか、ああいうもので示しておりますので、基準としては統一されているということで、認識をいただければと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この人事評価なんですけど、副市長は1人しかいないので、部長を評価する人は1人なんですけど、次長級は部長と言われたので、各部署には1人しかいないけど、その1人の評価なのか、あるいは、部をまたがってになりますけど、複数での評価なのか、その点はどうですか。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 まず、人事評価そのものの制度としては、一応複数の目による評価ということで、係長級以下の職員につきましては、1次評価を課長補佐がして、2次評価を所属長、調整者を部長というような仕組みになっていますので、大枠でいうと、複数の確認ということになりますけども、言われるような、次長級・部長級につきましては、1人の評価ってということにはなっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 一応基準があるって言われたんですけど、多分同じ、基準があっても、それに対する、こう評価っていうか、判断するのって、人それぞれ違うと思うんで、辛い人もおれば、甘い人もおるみたいな、ちょっとそういうところが出てくるんじゃないのかなって思うんですけど、部長級になると、次長級の人の評価をしなければならんってということで、この人事評価に当たっての研修みたいなことはされてるんですよね。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。人事評価の研修は、管理職を対象に、毎年実施をしておりますので、何ていうか、評価の基準であったりとか、そういったことは、しっかり研修をしているものということでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 最後。もし、その評価に不満があったら、どうしたらいいんですか。言うていくところがあるんですか。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 基本的に所属長と面談の中で、不安とか疑問がないように、しっかりと面談を行うということ、基本なんですけども、それでも、不満があるという場合には、職員課の

ほうに、そういった窓口を設けていまして、その間に入って調整するというようなことは、制度としてはございます。以上です。

- ◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。質疑なしと認め、質疑を終結します。
討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、採決に入ります。議案第149号鳥取市職員給与条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第150号鳥取市手数料条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 続いて、議案第150号鳥取市手数料条例の一部改正についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第150号鳥取市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
田淵所長。

○田淵 聡中央人権福祉センター所長 大変失礼しました。伊藤副委員長からの質問がありました。資料1の1、10ページにあります、生活困窮者自立相談支援事業費の増についてでありますけれども、こちら、パーソナルサポートセンター職員の人件費となっております。内容といたしましては、給料改定による単価が増額になったものであります。

- ◆吉野恭介委員長 山下局長。

○山下宣之人権政策局長兼人権推進課長 人権政策局の山下です。すみません。先ほどの答弁ですけれども、訂正をさせていただいて、まだはっきりとしたところが、確認ができておりませんので、後になりますけれども、委員会終了後に、确实なところをお答えをさせていただくということにさせていただけないでしょうか。

- ◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。このたびの人件費につきましては、基本的には、実績に基づくというのは、会計年度職員でいえば、時間外と、恐らく共済費のところ、ほぼほぼ間違いなく、ほかの所属も、そういった理由によるものだというふうに思います。以上です。

- ◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 例えば給与改定、会計年度さんは報酬ですよ、たしかね。年数がこう上がっていくと、ちょっと若干上がっていくっていうようなことで、当初予算立てて、一応予算上げて、新年度始まったら、人事異動で異動するじゃないですか。だから、会計年度任用職員さんも、異動があったりすると、部署が替わるので、若干こう変動があるっていうのは分かるんですよ。ここは、パーソナルサポートセンターだから同じ、それ専門にされてる人だから、その人たちの年数が上がって行って、変わっていく分っていうのは、恐らく、これは、当初で想定できるのではなかろうかと思っと思って、だから、こんだけ、こんだけっていうか、49万8,000円上がってるのは、さっき言われたように、時間外でお仕事をされててこうなってるのかな、ちょっとその辺が知りたかったので、また、後でいいので、はっきりしたことをお願いします。

◆吉野恭介委員長 正式な回答は後日ということで、採決には影響しないということで、皆さん、御理解をいただきたいと思います。福井課長。

○福井一郎資産活用推進課長 先ほどの坂根委員さんからの御質問にお答えしたいと思います。まず、令和6年度の学校の消防設備、防火設備、あと、ろ過、水泳、プール設備、こちらの修繕に要した費用でございますけれども、消防設備が183万5,000円、防火設備が2,519万5,000円、あと、ろ過設備が720万円ということで、合計3,423万1,000円でございます。この消防設備点検の内容が違ってくるかというお問合せでございましたけれども、こちらのほうは、消防法で義務づけられておりまして、具体的な設備を言いますと、例えば、消火器とか屋内消火栓、あと自動火災報知器ですとか、避難ばしご、誘導灯、消火水槽、こういった点検内容は、もう決められたものですので、点検内容は、昨年も今年も同じでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

それでは、これで、総務部・危機管理部を終了いたします。執行部の皆さんは、御退室ください。ありがとうございました。

【企画推進部】

◆吉野恭介委員長 それでは、企画推進部に入ります。

まず初めに、河口企画推進部長に御挨拶をいただきたいと思います。河口企画推進部長。

○河口正博企画推進部長 企画推進部長の河口でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の案件につきましては、12月8日に、総務企画委員会のほうで御説明をさせていただいております、議案第136号一般会計補正予算（第4号）の件でございます。どうぞ御審議のほう、よろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございました。

それでは、議案審査に入ります。審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いをしておきます。

議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 委員会資料1の4ページの上のどこなんですけど、デジタル戦略課、この人件費が1,000万落ちてるんですけど、これ、何でしたでしょうか。

◆吉野恭介委員長 松田課長。

○松田仁史デジタル戦略課長 デジタル戦略課、松田でございます。人件費が1,000万落ちた理由ってということでございますが、大きく2つございまして、1点は、本年4月の人事異動に伴います、職員の若返りといいますのと、もう一つは、育休を取得した職員がございまして、それによって人件費が減ったものであります。具体的に述べさせてもらおうと、職員10名いるんですが、昨年度時点では、平均39.5歳であったんですが、今年度は平均37.4歳という、2歳若返っております、フレッシュなメンバーとなっておりますので、その点で経費が減ったというものになります。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑はありますか。よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、これで企画推進部を終わります。執行部の皆様は御退室ください。ありがとうございました。

【その他】

請願・陳情審査 不採択理由について（確認）

◆吉野恭介委員長 それでは、その他ということに入らせてもらいたいと思います。一番最後の案件になります。まず初めに、前回の委員会で不採択となりました、請願・陳情の不採択理由を確認したいと思います。

不採択理由案については、お手元に配付しております。皆さん、こんな文面でどうでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 それでは、このとおり不採択理由を決定いたしたいと思います。

令和8年度総務企画委員会視察について

◆吉野恭介委員長 では、続きまして、令和8年度総務企画委員会の視察についてに入りたいと

思います。前回、日程と視察テーマ、視察先について考えてきていただきますようにとお願いをしておりますが、まず、日程について御協議をお願いしたいと思います。8年の4月13日～17日までの間で、2泊3日、3つほど案があったと思いますが、どれって言うてもらうと、ありがたいですが、まずは日程です。13～17。上杉委員。

◆上杉栄一委員 この間、東京方面の場合だったら、飛行機の日程が取れんっていう話だったね。だから、これはまだ、日程を決めるのか、行き先を決めるのかっていうこともあるんだけど。

◆吉野恭介委員長 まず、日程を決めさせてもらって、テーマを決めた後で。ひょっとしたら、再修正するかもわかりませんが、そんな感じで決めさせてもらえたら、ありがたいかなと思います。どなたでも、いいですけど。上杉委員。

◆上杉栄一委員 飛行機、あるいはJR、どちらでも日程が取れるっていうのは、大体決まってたね。

◆吉野恭介委員長 事務局、谷島さん。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 どちらでも大丈夫なのは、月曜出発の場合です。火曜日出発になりますと、飛行機は1便で行って最終便で帰る。水曜日出発は、もう飛行機での移動は難しいというような状況でございました。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 それを踏まえて、委員のほうから、何か行き先について出てますか。

◆吉野恭介委員長 事務局。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 事務局のほうには、お伝えしてくださいっていうのは言ってなくて、今日この場で言うていただくということで、お願いしております。

◆吉野恭介委員長 皆さん、どうでしょう。上杉委員。

◆上杉栄一委員 要するに、行き先がまだ決まってないっちゃうことだったら、月・火・水のほうだったら、JRでもどっちでもという話だから、それで、日程は、決めといたほうがいいんじゃないですか。

◆吉野恭介委員長 皆さん、①の13日月曜日～15日水曜日の予定ということで、どうでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 日程は、13～15ということで決定をしたいと思います。

次に、視察テーマ、視察先について、御意見、希望のある方は、発言をお願いしたいと思います。何かございませんか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 皆さん、考えていないようですので、日にちは決まったわけだから、4月ですからね、大分あるわけで、締切りを今月中ぐらいまでに決めて、委員のほうから、どこに、どういうものを視察したいとかというようなことを募った形で、正副委員長に決めてもらうっていう手はどうですか。

◆吉野恭介委員長 今、上杉委員から御提案がありました。皆さん、そのようにさせてもらってよろしいですか。星見委員。

◆星見健蔵委員 それでいいんですが、ただね、行き先を飛行機にするかJRにするかというこ

とを、早いこと切符取らんと、ほかの全ての委員会がそういう考えなんだけど、飛行機の場合には早いこと取らんと、埋まる可能性もあるんじゃないかと思うんですよ。

◆吉野恭介委員長 事務局さん、その今言われた、飛行機の便であるとかってというのは、どこまで期限みたいな、ありますか、いつまでに決めれば大丈夫みたいなのが。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 事務局としましては、今、2か月前までに申込みをしてくださいというような議会も多いので、1月中には確定をさせたいというところでございます。飛行機のほうは、早ければ早いほど、安い料金で取れるので、早いほうがいいかなというのもございます。

◆吉野恭介委員長 あまり長く考えても、猶予が出てもしけませんので、今月中に提案をいただくということで、事務局に提案をしてもらうことで、どうでしょう。いいですか。星見委員。

◆星見健蔵委員 関東エリアに行くとか、東のほうに行くのであれば、飛行機を使うという可能性のほうが強いのと思うんだけど、JRだったら、西のほうにも行けるわけで、その行く方面によって、じゃあ、どこの県とかに、どういうことを勉強しに行くというようなことで、決めたほうがええと思うんだけど。

◆吉野恭介委員長 なので今月中であれば、どっちでもオーケーでないかということで、御提案させてもらいましたが、御意見ありますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 十分練られてないんですけども、案として、頭をよぎったものを、ちょっとメモ程度にですけど、前回の視察で、総務部長だったかな、懇親会の席で話していると、職員研修に課題を持っているというような言葉も自分の頭に残ってまして、例えば、千代田区ですね、東京はいろいろと研修する場所もあって、OJTっていいですか、民間の研修がいいとは限らないんですけども、そういった、鳥取ではないような、何か参考になるような、都市部の職員研修というのも、東京に行くのであれば、ありかなと、ふと頭によぎりました。

また、前回の委員会で期日前投票の短縮に、これは、悪化だという言葉もあったので、しかも、時間短縮は今回はせずに、2つのうち1つの、日にちの短縮というところも、これは悪化として、しっかり認識しておかないといけないので、もし都市部に行くのであれば、投票率の向上であったり、期日前投票を短縮してないほうの視察といいますか、そういった課題認識で探してみるのもありだなと思ったりしたのと、一般質問で、明治大学との交流、太田さんでしたかね、ありまして、明治大学の百年史だったかな、何とか史をちょっと読んで、関係が深いので、ありかなと思うんですけど、なかなか、大学に視察に行くっていうのは難しいかなと思ったり、ただ、千代田区といってもですね、たくさん大学の交流してるんで、ちょっと、ぼやけるかなと思ったりもするんですけど、そういうようなところが、自分の頭の中でよぎりました。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。そのほか、何でもいいですよ、思いつきみたいなことでも、今の場はいいので、ありますか。どっち方面、どんなテーマの方面でとかいうようなことでも構いません。星見委員。

◆星見健蔵委員 今日、ずっと出ておった、ふるさと納税ですね、これで、結構年間の所得、収益を上げておられる自治体があるわけですが、そういった自治体が、年間、こういった取組

をして、納税額を増やしておられるのかというようなことも、私は勉強してもいいんじゃないかなと思ったりしるところです。

- ◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。そのほかございますか。じゃあ、今、4つほど出ました。職員研修、それから選挙制度というか、投票率アップに向けて、大学との交流、大学生なのか、大学との交流ということ、ふるさと納税の取組、そんな内容とあとプラスアルファで考えさせてもらううちゅうことで、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 また、皆さんのほうに御提案をさせていただきます。できるだけ今月中に決めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【監査委員】・【選挙管理委員会】・【出納室】・【市議会】

- ◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、各種委員会等の議案審査に入ります。

審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 それでは、議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。伊藤副委員長。

- ◆伊藤幾子副委員長 選管のほうにお聞きしたいんですけど、今回、市長選と市議の補欠選挙分の経費が計上されてるんですけど、この後に出てくる条例改正がありますよね。要は、この補正予算の単価としては、148号で提案されている金額で計上してるのか、従来型で計上してるのか、どっちでしたでしょうか。

- ◆吉野恭介委員長 有本事務局長。

- 有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局、有本です。御指摘といたしますか、御案内のとおり、次の条例とセットという形で上げた単価で、計上をさせていただいております。

- ◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第148号鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、議案第148号鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部改正についてを質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結します。
討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第148号鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
これで、各種委員会等を終わります。執行部の皆さんは御退室ください。ありがとうございました。

市民生活部は時間かかりますので、午後ということでさせていただきます。午前の部は、これで休憩をしたいと思います。再開は午後1時とします。

午前10時55分 休憩

午後0時57分 再開

【市民生活部】

- ◆吉野恭介委員長 それでは、ただいまから委員会を再開いたします。市民生活部に入ります。

まず初めに、谷口市民生活部長に御挨拶をいただきたいと思います。谷口市民生活部長。

- 谷口恭子市民生活部長 市民生活部長の谷口でございます。よろしくお願いいたします。本日は、前回12月8日に御説明いたしました議案3件について、御審議を賜りたいと思います。簡潔明瞭な答弁に努めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- ◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

それでは、議案審査に入ります。審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いをしておきます。

議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 それでは、議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。伊藤副委員

長。

◆伊藤幾子副委員長 事業別概要書の19ページの上段、戸籍の振り仮名記載事務費で、システム改修なんですけれども、以前、振り仮名を振らないといけないということで、システム改修があったんですけども、今回この一括処理っていうことで上がってるんですけど、なぜ最初に、このシステム改修もひっくるめてのシステム改修にならなかったのかなと、この一括処理の分だけが、今回出てきた理由っていうのを教えてもらえますか。

◆吉野恭介委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 一括処理が、今回システム改修に上がってきたっていうところですが、国のほうの、いろんな仕様書ですとか、そういった部分がなかなか出てこなかった部分っていうのもあるかと思えますし、あとは、そのベンダーのほうの状況で、SEが不足しているですとか、そういった部分で、なかなか一気に全ての改修の処理が行えないっていうところもあります。そういったところで、できるところからの改修を行って、まずは、とにかく5月、今年度の5月26日以降からの、戸籍の振り仮名を振っていくっていうことの改修をまず先に行って、今年度で、1年間をかけて一括処理をしていくような改修を行った、段階的に行ったというところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。この補正額の368万8,000円のこの内訳といたしますか、根拠といたしますか、それを教えてもらえますか。

◆吉野恭介委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 368万円の内訳でございますが、会計年度任用職員の人件費が140万3,000円の減額となっております。戸籍システムの一括処理の改修が509万1,000円の増額というところで、補正額が368万8,000円となっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。来年の5月25日が届出期間が終了、それ以降の分、以降というか、それを過ぎたら一括処理ということで、この一括処理っていうのは、あなたの振り仮名はこうですよって、お知らせの通知が来てて、これでよかったら返事をしないっていうか、そういうことでしたよね。だから、そういう人の分も含めて、あと、宛て所不明で返ってきた分とか、ちょっとその処理はどうなるのかなと思うんですけども、この一括処理をしなければならぬ件数が、大体どの程度ぐらいだと見込まれてるのか。

◆吉野恭介委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 一括処理の想定でございますが、昨年度予算ベースで見込んだ数字となりますけれども、全件で、氏が1,127件、名が5,280件を見込んでおります。この根拠となるものでございますが、国が抽出したサンプルの相違率というのをを出しております、それが、氏が0.4%、名が2%となっております。それに、早期に公証を希望する人の割合1%ということを想定して、先ほどの数字を算定したところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 そんな件数でいいんですか。

◆吉野恭介委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 失礼しました。これが、届出がある件数なので、そこから総数が、本籍数ですと、10月末現在で8万3,258なので、ちょっと引き算をしてみてもらっていいですか。本籍人口が19万7,159人ですので、先ほどの数を引いていただいたら、一括の処理の件数になるのかなというふうに思っております。失礼しました。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。よろしいですか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 そうしましたら、資料1の4ページの公民館費なんですけれども、地区公民館コミュニティ推進費で、人件費の補正が847万6,000円、これが計上されてるんですけど、その理由を教えてください。

◆吉野恭介委員長 小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課の小森です。これは、地区公民館職員、館長、主任、主事、239名の人件費でございまして、決算見込みによる補正でございまして。以上でございまして。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 決算見込みで、これだけ増える理由っていうのは、どういうことがあるんですかね。

◆吉野恭介委員長 小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。公民館職員239名おりますが、年度途中での異動もございまして、その通勤費ですとか、それから、時間外勤務手当等もございまして、その決算見込額の合計となっております。以上でございまして。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 同じく資料1の6ページの産業廃棄物対策費のところの環境保全課のこの職員費が999万7,000円増額になってるんですけど、その下の清掃費のこの職員費が862万8,000円の減額になって、これも財源更正っていうのは、こことこの財源更正っていうことでいいんでしょうかね。

◆吉野恭介委員長 西澤課長。

○西澤直也環境保全課長 環境保全課、西澤です。生活環境課の分は分からないんですけども、環境保全課の分、平成30年4月に鳥取市の中核市移行により、鳥取県から約2,500の業務が移管されたところですが、そのうち環境局に、約800の事業の事務が移管されております。鳥取市が移管事業をこなす上で、平成30年当初、環境局には、鳥取県から5人の派遣職員があったところでした。それで、令和6年には、2名の派遣ということで、令和7年、派遣が途切れしました。その2名を鳥取市の職員で埋めたということで人件費が上がっております。環境保全課分については以上です。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 御質問がありました生活環境課のほうですが、マイナス862万8,000円となっておりますが、これは、再任用職員が12月末で退職をしたこと等に伴う減でございまして。以上でございまして。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第147号鳥取市鹿野城跡公園の設置及び管理に関する条例の制定について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第147号鳥取市鹿野城跡公園の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。上杉委員。

◆上杉栄一委員 まず、今まで設管条例がなかったということの説明があったというふうに思いますけれども、あったんですかいな、設管条例はこのたびっていう話だったかな、ちょっとそれ、確認させてやってください。

◆吉野恭介委員長 小林支所長。

○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、小林でございます。今まで設管条例はありませんでした。今まで指定があったのは、市の史跡の指定、それから、城山、山の部分の保安林の指定、こういったところで対処させてもらってました。その他、使用に関しては、財産規則のほうで運用してきておりました。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 これ、多分、合併前からのあれでしょうけども、なぜ、設管条例がなかったのか、不思議に思うんですけども、このたび、改めて設管条例はつくるということで、今回の条例提案なんだけども、今まで、そういう議論は全くなかったんですか。

◆吉野恭介委員長 小林支所長。

○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、小林です。当初、この公園は、平成元年、2年度から整備計画されまして、4年度から7年度にかけて整備されたものですが、その当時から、条例というものはありませんでした。当時、制定されなかった理由については、ちょっと皆様、御退職になっておられて不明ではあります。当時は、町内の方のみが、ほぼ使用されてたということで、条例がなくても、管理上問題がなかったんじゃないかなと思われまして、施設も、あずまやとトイレぐらいでしたので、このたびは、自治法上の公の施設という扱いで制定させてもらいましたが、そういった施設程度しかなかったということもあるんじゃないかなと考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今回の主な内容で、使用料の納付とか、減免、禁止行為ということが、ここに上げられてるんですけども、さっき、この運用は、何を基に今までやっておられたのか、もう一度お願いしますということと、この使用料とか減免等々については、その従来の運用の中

に、そういったものがあつたのかどうなのか、その辺りについてもお願いします。

◆吉野恭介委員長 小林支所長。

○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、小林でございます。現在までは、市の財産規則に沿って、行政財産の部分で運用させていただいておりました。今までも、使用許可というものは、その規則に沿って手をさせていただいておりました。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 使用料であったり、減免であったりということ、従来どおりの、その行政財産の運用規則の中でやっておられたということですが、今回の新しい条例について、その辺りが変わってるのか変わってないのか、従来どおりの運用規則で、そのまま、それを条例に生かしてるのかどうなのか、その辺りもお願いします。

◆吉野恭介委員長 小林支所長。

○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、小林です。今回の条例では、一番参考にさせていただきましたのは、昨年制定されました、まちなか交流広場、旧市庁跡地の条例を参考にさせていただいております。今までの手続と、使っておられる方が、手続上、煩雑になったりとか、使いにくくなったりということは避けて、条例制定をさせてもらっています。今までどおり、行政財産の使用許可と同等の、同じような手続で手続してもらって、使っていただけるようなことで考えて、そういった条例にしておりますし、先般も、関係団体に説明させていただいたところでございます。

使用料につきましても、地域の団体等が使う場合は、ほぼ減免になるということで、例えば、キッチンカーなどで営利が伴う、そういったときだけ使用料が発生するのではないかなということで、地域の方から使用料が要るというようなことにはならないような条例規則、また、審査基準とする予定になっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 最後です。管理方法に直営または委託ということで、括弧書きがあるんですけども、鳥取市都市公園条例に含まない公園として管理ということで書いてあるんですけども、これ、具体的にはどういう管理なんですか。

◆吉野恭介委員長 小林支所長。

○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、小林です。現在、管理の方法につきましては、トイレ清掃、それから、桜、植栽の剪定や防除、それから、除草につきましては業者委託で、鹿野町総合支所の産業建設課が発注しまして、管理しております。また、地域の団体、地区のまち協である、まち普請の会ですとか、あと、任意の団体である、城山まもりたいという、城山の愛護団体のような団体もございます。こういった方々が、剪定とか除草、これも加勢していただいております。そういった中で、委託業者と、施工時期やエリアを調整しながら管理させてもらっているところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 分かりました。最後の管理方法ですけども、これは、直営または委託というような格好になってるんですけども、指定管理っていう方法もあるんじゃないかなというふう

に思うわけでして、この辺りのことについての検討が、今後あるのかなのか、当面はこれでいくということでしょうけれども、その辺りも、やっぱり検討する必要があるのかなというふうに思いますけれども、その辺りの考え方だけ教えてやってください。

◆吉野恭介委員長 小林支所長。

○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、小林です。指定管理というものも、この条例制定に当たって考えて、本庁とも協議をさせてもらってましたが、現在、先ほど申しましたような管理にも、地域の団体の方々、多く関わっていただいております、また、ここは、城山神社の祭礼行事ですとか、区域内に学校があり、各種イベントも数多く行われておりますので、やはり支所が中心になって、そこの連絡調整を行うことがよいのではないかとということで、このたびは、ひとまず指定管理は断念しまして、直営による管理とさせてもらったものです。今後もし、そういった受皿となる団体が出たり、管理上、何か指定管理のほうがよいなというような判断になれば、検討していくべきかとは思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 付議案の9ページの行為の禁止と、10条の7番目、立入禁止区域とあるんですけども、立入禁止区域は、この説明資料の3ページでいくと、どの辺りでしょうか。

◆吉野恭介委員長 小林支所長。

○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、小林です。この7項目めの立入禁止区域というのは、常時指定しているわけではございません。現状ではありませんけれども、時と場合によりまして、ここからは立入禁止ですよということを指定した場合に、そこに立ち入ることを禁止する条項でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 この条例が制定された後も、当面は設定する予定はないということによろしいですか。

◆吉野恭介委員長 小林支所長。

○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、小林です。今のところ、常時立ち入ることを禁止するような区域を設けることは考えてはおりませんが、例えば、桜のシーズンですとか、そういったときに、学校の裏手ですとか運営上支障となるようなところは、時期的には指定する場合がございますが、常時365日禁止するようなところは、現在のところは考えておりません。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第147号鳥取市鹿野城跡公園の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第190号工事請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 次に、議案第190号工事請負契約の締結についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 この入札に、何者応募されたか分かりますか。
- ◆吉野恭介委員長 山根局長。
- 山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。最終的に、入札は1者でございました。以上でございます。
- ◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議案第190号工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
それでは、これから請願審査に入りますので、審査に関連のない部署の方は御退席ください。

令和7年請願第7号鳥取市南部の風力発電建設計画を中止する請願（質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 それでは、令和7年請願第7号鳥取市南部の風力発電建設計画を中止する請願について、委員の皆様から、質疑、御意見はありますか。前半の委員会でも、たくさん意見を出していただきましたが、改めて、この後半の委員会で御意見をいただければと思っております。星見委員。
- ◆星見健蔵委員 前半の委員会でも意見を申し上げたところであります。このたびのこの請願は風力発電建設計画の中止を求める請願ということでもあります。そうなるのですね、なぜ中止にしなければいけないのかというようなことが議題となってくると思うんです。それで、この請願書の文章、内容を見ますと、深刻な状況となるか、バランス、調和が取れなくなることが予想されるとか、自然破壊へ加速することが想定される、リスクが起きることが想定されるという、予想とか想定とか、そういうことが生じる可能性があるという言い方の請願内容となっております。

そういった中で、やはり根拠がなければならぬというふうに、私は思うところでもあるわけでありまして。それと、前回も言いましたが、県の環境影響評価に対する意見というものが、いまだに出されてない状況の中で、各集落の賛否を見ても拮抗するような形で、賛成・反対が行われておるといふ実態があるわけですね。議会としては、国に申立てを県がする、意見を述べる中にですね、これを決定するのは、あくまでも、国の経済産業省が最終的な判断を下すわけ

であります、それ以前に、県の地元としての意見というものを、国に申し上げる段階に、どういったことがあるから、県は簡単には認められないとか、慎重に決定を下すべきとか、そういった中身が上がってくるというふうに思うわけですが、現段階では、まだ調査中の段階でありまして、それを地域住民の賛否が分かれている状況の中で、私は現段階では議会はいくまでも中立であるべきじゃないかというふうに思うところであります。

それで前回も、私はこの件については、現段階では継続審査とすべきということで申し上げたところであります、皆さんのほうのは、決着をつけるべき、継続審査は認められないということで、前回の委員会では、そういう形になったわけですが、そういうことであるならば、私は、この請願には、現段階では同意することはできない、そういった考えであります。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 前回、この文面審査の中で、想定であったり、こういった文言が多いと、具体的なその根拠があつての話ではない、そういったものを、議会として軽々に、それを受けるといことはどうなのかということで、私は採決ということになれば、委員会では、自分の意見が、しっかり物が言えて、採決の場に加わらない、退席という手はあるんですけども、本会議の場合には、退席の討論っていうのはできないということでありまして、ですから、何も言わずに、採決のときに退席するというようなことでは、自分の説明責任がしっかりとできないというようなことでもあります。

ですから、このたび採決ということになればですね、例えば、この風力発電を中止する請願に、仮に、反対ということは、じゃあ、賛成かいということではないわけでありまして、仮に賛成の請願が出た場合でも、先ほど議長が話をしましたように、県の方向であったり、国の方向、国についても、先日の日本海新聞でしたか、西部の風力発電について、地元の自治体のほうで、国のほうに、知事もですけども、したときに、これ、赤澤経済産業相のコメントが載るとるんですけども、ここには、経済活動の実施に、地元自治体の同意や許可を要件とするのは、財産権保護などの観点から、慎重に検討すべき必要があるということ、大臣が発言してわけでありまして、要するに、再エネ特措法、FIT法では、事業者地域住民への説明会実施を厳格に求めているというようなこと、ある面でいうと、もう地元でやってくださいと、国のほうにこれを言っても、この財産権保護などの観点から、慎重に検討する必要があるということで、はっきりと、その地方から上がってる声を、国が真摯に受け止めましょうというような状況の発言ではないわけですね、そうなれば、やはり地元の、我々鳥取市議会に出された請願については、前回も言いましたように、環境影響評価であったり、それに伴う首長の意見、そういったものが出てない状況の中で、今、鳥取市議会が、この請願に賛成するということは、大きな、また、これは、かなりの、何ていうんかね、ただ単に反対するということは、根拠があつての反対なのかどうなのかという、ただ、先ほど申し上げましたように、ここにある、その請願の文章から見れば、先ほど、想定であったり、予想されているというような状況の中で、具体的なその根拠がないまま、それを受け入れることについては、非常に危機感を感じるわけでありまして、そういう面からすれば、私は、今回採決するものであるならば、ここではっきりと、そういうことを申し上げて退席するというところで話をしましたけれども、先ほど申し

上げました、本会議場では、その退席については討論できないということですので、これは、やはり反対するしかないのかなというふうに思ったところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 今、星見委員、そして、上杉委員からも、根拠の問題ということが出たというふうに思います。先般も、私も申し上げて、その後、また、もう一度確認、調べをしてみました。根拠となっているのは、市のハザードマップです。市のハザードマップには、明治地区は土砂災害の警戒区域になっています。明治地区全般ということではないけど、明治地区の中の何か所かはなっています。あわせて、そういうことを見て、明治地区自身がですね、かなり危険性を持った地域に指定はされてるといふところがあります。また、急傾斜地域もなってますね。あわせて、山腹崩壊という、こういうことがあるということ、市のハザードマップには示されておりました。

もう一つは、令和6年度の修正された防災計画、これも、もう一回見直してみました。すると、令和5年の8月にあった台風7号、これでは、市内の6か所が孤立をさせられた集落があると、その中に安蔵地区があるわけです。もう一つは、河川ということを見たときに、県なり、国土交通省なり、それと、あとは、市が管理する河川等、野坂川を含めてですね、急峻な地形のために、こういう豪雨等含めて、出た場合には、やはり大きな被害をもたらす原因となっていると、こういうようなこともしっかりと書かれておりました。だからこそ、やはり環境を守ってほしい、環境破壊をなくしてほしい、こういう意味で、今回は反対をしてほしいという請願が出されたのだというふうに思ってますし、あわせて、私もそれに賛同したので、紹介議員にもならさせていただきました。というようなことで、根拠ということ、やはり、こういうことがしっかり書かれてるといふことを、私たちは受け止めなければならないのではないかとこのように思っています。

もう一つは、最近、国のほうで、これは太陽光パネルの問題ですけど、やはり大型化ということ、環境破壊になるということ、これを、27年度からやめようじゃないかと、こういうような方針も提起をされております。再生エネルギーということについては、これからも目指していかなければならないけれど、環境破壊をするほどのものが、本当に必要なかどうなのかというようなこと、問題意識、問題提起ではないかというふうに思っておりますので、ぜひ、私は、皆様に賛同していただけたらありがたいというふうに思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員、今、太陽光って言われたのは、メガソーラーということですね。

◆坂根政代委員 はい。すみません、失礼いたしました。

◆吉野恭介委員長 分かりました。星見委員。

◆星見健蔵委員 坂根さんの言われることは、重々分かるわけです。それで、県のほうが、鳥取県西部の風力発電事業に対する知事の意見というもの、これは環境省に出されたものなんです、集落を囲む急峻な山地に大規模な改変が加えられ、動植物や生態系などの自然環境及び近隣住民の生活環境に対し、重大な影響を与えることが懸念されるため、極めて慎重に環境影響評価を行うべき事案である。まず一つ。それとですね、環境影響評価の結果、環境影響の回避

または低減が十分でないと評価した場合は、事業の大幅な縮小や廃止も含めて、抜本的な見直しを行う必要がある、これが、知事が国に申し立てておられることなんです。私も、事業を進める上においては当然だと思うんです。やはり周辺に、大変な取り返しのつかぬような事態が発生する可能性があるという懸念もあるということなんで、だから、先ほど言われたレッドゾーンとか、そういったエリアに、もし、建設計画がなされておるのであれば、当然、それは排除して、安全なところを求めて、建設予定地も、再度見直す検討も必要なんだし、それから、今の計画されとる、三十数塔の大規模な192メートルもあるような大型の風力を建設すること自体も、やはり影響もリスクも非常に大きくなる、そういった懸念も当然出てくるわけです。

しかしながら、先ほど、メガソーラーの話、国の方針を言われたんだけど、そういうことであれば、国、環境省自体が、経済産業省自体が、風力発電の大規模化、こういったものに対する考えも、しっかりと示すべき方向性だというふうに思うところであります。

いずれにしてもですね、現段階では、調査中の段階という中で、集落を二分するようなことを、ましてや、議会がやっちゃあいけんという、私は思いがあるわけでして、やはり、きちんとした環境影響評価の意見が示された上で、それから議会は判断しても遅くない、私はこのように思います。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ちょっと確認させていただきたいんですけど、星見委員でも構いませんし、上杉委員でも構わないんですけど、その根拠って言われる根拠っていうのは、あれですか、知事意見、鳥取県の意見のことですか、それとも、ほかに何か根拠があるんですかね。どういう根拠のことを根拠って言ってるのか、ちょっと教えてもらえませんか。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 請願書に上げられておる中身ですよ、根拠っていうのは。水が、はっきり言ったら、土石流が発生するとか、そりゃあ、何ともないところでも、100ミリも120ミリも降ったら、土石流が発生してもおかしくないような時間雨量なんで、これは全国的に、毎年発生しとりますよね、梅雨時期であったりね、そういった、特に、梅雨末期の時期には。それから、その掘削をする上において、その水源が、やはり限られてしまって、水不足に陥るといったり、それから、当然、果木の伐採、こういったことがなされると、地下に浸透する水、こういったものも、蓄積量が減っていく、そういったこともあるんで、そういった影響は確かにあるだろうなということは分かる。

けども、そういった状況となることが予想されとかね、想定されとか、そういうことなんで、それは誰も、私なんかでも、ふだんから思うことなんですよ、そういうことは。この風力発電事業だけではなしに。それこそ傾斜地に太陽光パネルなんかをつけられとるところも結構あるわけですし、そういったところも、やっぱり非常に、ずれたりっていうことも実際にあつとるし、鳥取でも、心配されるところはあるんだけど、それが実証されてない段階で、想像や想定だけで、判断しちゃいけんというふうに私は思うんで、もっときちんとした根拠を出していただいて、もう確実に、こういうふうに、状況になるんだというようなことがあれば、当然、そりゃあ、もう反対せないけんって、即なるかもわからんですけども、現段階では、私

は、先ほど言ったようなことで、賛同することにはなりませんということです。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。想定だとか、予想されるということなんですけど、環境アセスも、それも予想やと思ってるんですけど、こんな影響が出るんじゃないか、だから、そういう出そうな影響に対して、こういうふうにしていこうとかね、何かそういう、だって、実際、出来上がってみないと、どういう影響が出るかなんて本当に分かんないわけですから。でも、そんなもん、造ってしまった後にやる話じゃないでしょ。だから、その環境アセスにしたって、どういう影響が出てくるかっていうのをいろいろ調査した上で、あれしながらやっていくもんだから、結局、想定で動いてるっていうか、極端な言い方したら。確かに、県知事意見とかありますけど、前回も言いましたけど、環境アセスっていうのは、あくまでも、この事業を進めていく上で必要な手順であって、どうやったら造れるか、環境負荷を抑えて造れるか、そういうふうなことでやられてることなので、何かその結果ってなると、必ずしも造られないということにはならないわけですよ、だって、造るためにやっていくわけだから。

でね、さっき、知事意見、県の意見紹介されましたけれども、ここの明治地区で計画されている風力発電計画は、総発電力量、それが14万3,940キロワット、これで、FITの認可を取ってるわけですよ。建てる場所が、何か9筆ある、9筆ね。その9筆分の場所で、総量14万3,940キロワット、これは2018年3月30日、これ認定されてるわけですよ。まだ造られてませんからね。このFIT法の一応認可を取った、この総電力発電量ですよ、これの変更をする場合に、認可を取った、認定を取った、この総電力よりも縮小する場合、そのときに、10キロワット以上かつ20%以上、これを減らすと、そのFITの単価がありますが、その単価の変更ありってなってるんですよ。この人たちは、高いときに認可を取ってるので、もし、その建てる場所だとか、そういうことで、総電力をこう縮小すると、単価が落ちる可能性があるんで、だから、西部なんか、150って言ってたのが190メートルぐらいになってるんだらうなと、それは容易に想像がつくわけですよ。太陽光発電については、コスト面ですごく下げられてきてると。だけど、風力発電は、横ばいだ。だから、発電コストが横ばいだということで、その理由としては、やっぱり資材の高騰だとか、人材不足だとか、いろいろあって、課題があるっていうふうに、どうも言われてるみたいです。

それで、太陽光発電と比べて、コストが下がっていかないっていうことの解決の方法として、大型化って言われてるんですよ。だから、今そうやって出てきてるし、加えて、その運転期間、大体25年、それを35年に延ばして、全体のコストを下げるのも一つの方法じゃないかっていうようなことも、一般社団法人エネルギー情報センターっていうところが書いてあるのを見たんですけど、だからね、1回造ってしまえば、ちょっと大変なことになるなど、私は改めて思いましたし、それと、あと、今年、国のほうで環境影響評価のアセス法を改正されて、実際、風力が建ってて、その建ってるやつを建て替えるときに、そのアセスを簡素化したんですよ。そういうことが起こってるわけですよ。しかも、風力発電の場合っていうことで検討されてたのが、それが原発と火力発電にも適用されたので、結局、国の法律っていうのは、今後、必ずしも厳しい方向に行くとは限らないと思いました。

だから、私は、この明治の方がいろんな不安を、ばーっといろいろ書かれてて、もうそりゃ、もつともだと思えます。さっき、坂根委員が言われたように、そもそもレッドゾーンのところにあるわけなので、想定外の豪雨がいつ起きるか分からんとか、いろんなこと言われてる中で、やはり私は、この請願趣旨にある中身は、本当にそこで暮らす住民の人の率直な、悲痛なというか、そういう思いだと、私は受け止めますので、議会としては、この請願に賛成していただきたいと思えます。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 言われることは分かるわけですけども、私はあくまでも、別に、この風力発電事業推進派でもないですし、何でもありません。ただ、やはり、今までからいろんな意見が出される中で、その建設予定地の周辺自治体の住民の皆さんに、理解が得られることがなければ、推進もできんというふうに思うところでありましてですね、現段階、住民の方の賛否ある状況の中で、明確に議会として示すということは、私は慎重であるべきだという考えがありますもんですから、環境影響評価というものの意見が示された段階で、改めて議論はしていけばいいというふうに、私は思うところでありまして、そのことから、前回の委員会でもそうなんだけど、現段階で、中止とか推進とか、そういうことを決定するんじゃなしに、やっぱりもう少し様子を見るべきじゃないかというのが私の考え方なんで、ただ、賛成とか反対とかっていう、推進とか中止とかっていうことは一切、現段階では言うべきじゃないという考えであります。

◆吉野恭介委員長 そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 星見委員さんの少し前の発言の話なんですけどね、星見委員さんの初めを聞いておりましたら、どうもこの請願の内容には合致してるように思ったんです。ただし、反対の理由としては、先ほどからあった、明治地区だけの問題ではないので、様々な地域の状況も含めて見ると、関係するような周辺地域の状況を見ると、やはり住民の理解だとか、割れてる状況があるので、そこがちょっとこのたびの請願には賛成しかねるところだというような理解をしたんですけど、それでいいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 最初どういう言い方をしたんか分かんただけど、あくまでも、何回も私が言うのは、議会としてね、現段階で、いろいろ陳情・請願が、たとえ賛成・反対ある方々から上がってきた段階でもね、やはりそこを、今の段階でそれを賛同しますとかそういったことは、私は避けるべきだというふうに思っております。というのが、先ほど、伊藤議員さんも言われたんですけども、本当に192メートルという、この空山にあるようなよりも、倍クラスの発電になるわけですが、それが、どの程度離れた距離に、騒音であったり、分からんわけですよ。だから、そういったことについては、事業者が、民家からどれくらいの距離は離さんと、もうそりゃあ、夜も寝れんどとか、やはりそんなことは、商売人っていいですか、その事業者は、そういったことは計算できるというふうに思うわけです。それで、もしこれが、国が、環境省が認めてですね、建設に至ったとしますよ。そうなったときに、その後、建設された後に出てくる被害、災害、こういったものを、誰がどこまで責任持つか。私は、ここまでやらんと、許可は出すべきじゃないというふうに思いますんで、その辺のところも、どこまで、県が捉えてで

すね、国に申入れをした、意見を出していくかということ、私は、もう少し見ていく必要があるというふうに、現段階では思っております。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 地元からの請願は、これは上がってるんだけど、事業者が事業計画っていうものを出しておられると思うんだけど、この委員会には出てないわけだし、それを基に、我々は全く議論も何もしてないわけなんですわ。だから、さっきの話で、そのレッドゾーンとか何とか、いろいろかかるという話なんだけど、じゃあどこに、風車ができるのか、その辺りは、この議会の中で、そういった情報提供をしてない、出てない中で、これは議論してるような話で、まさに、それぞれが想像の域で話をするような状況でっていうのが、今の現実じゃないかなというふうに思います。

そういうことであるからこそ、余計に、今ここで判断してもいいのですかというような、そういうふうに私も考えとるわけで、賛成・反対という、そのことではなくして、現段階で、この請願が、私も、この具体的なスケジュールとか、どこに設置するかというようなものが、まだはっきり分かってないような状況の中で、この委員会の中で、計画等々も、何も勉強してない中で、軽々に、無責任に、これ判断できるのかなというふうに思うわけなんですわ。

だからこそ、初めのように話をしましたように、その環境影響調査、これは、多分、出るときには、どこどこのところに、どういう風車が何メートルっていう、さっき、百九十何メートルっていうのも、正式に、その委員会の中に、そういったものが出ると話じゃないんでしょ、そういう話があるということだろうと私は思うんで、それであるならば、改めて、そういった事業計画について話を聴くとか、あるいは、そういった資料を我々が検討して、それで賛成する、反対するんだったらいいけども、全く机上の空論みたいな話で、イエスカノーかっていうのは、これはちょっと議会で、この委員会としても、非常に軽々だというふうに私は思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。浅野委員。

◆浅野博文委員 勉強不足なんですけど、執行部おられるので、確認ですけども、先ほどから、土砂災害とか、急傾斜地とか、レッドゾーンとかいう話も出るとるんですけども、一般的に、レッドゾーンなんかは、増築したりとか、新築したりはできないはずなんですけども、そういったところに風車とかは建設ができるのか、できないのか、教えてもらえますか。

◆吉野恭介委員長 林参事。

○林 公博生活環境課参事 生活環境課、林です。レッドゾーンとかイエローゾーンというのは、もし、山などが崩れたら危ないところということなので、山そのものにエリアを指定しているわけではありません。例えば、保安林であるということならば、土石、河川などによって、山が崩れる可能性があるなど。保安林指定されている場合があるんですけど、災害上のレッド・イエローというのは、あくまでも、家、住宅があるところが、裏山や河川が氾濫した場合のためということですので、直接山自体に指定があるのではないということでございます。

◆吉野恭介委員長 浅野委員。

◆浅野博文委員 分かりました。そうしたら、そういった住宅のところに関係するレッドゾーン

のところにも、建つことも可能だということで理解させてもらいましたけど、よろしいですか。

◆吉野恭介委員長 林参事。

○林 公博生活環境課参事 生活環境課、林です。先ほど言いました保安林ということになりますと、保安林指定もかなり厳しいですけど、解除になると、もっと厳しいということがあります。その辺りの許認可は基本的には県になります。林野庁からも、解除の基準も厳しいものが出ておりますので、その中で判断されて、影響があるということであれば、単純に電気事業法であるとか、再エネ特措法や環境影響評価だけで事業が進むものではない部分もあります。今さらに、盛土法も熱海の災害以降ありますので、盛土・切土があった場合にも、また別の基準もあります。その中で、山の開発ということになりますと、そういったものをトータルでいうことになります。風力発電の事業自体は、法律の三法、電気事業法を中心としたもので進んでいくということになりますが、建設となると、他のいろんな法律が関係してくるということになります。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。林参事。

○林 公博生活環境課参事 生活環境課、林です。レッドゾーン・イエローゾーンの辺りのところ自体には風車は建てられないものです。けれども、訂正ですが、周辺の山になりますので、建てられる可能性はあるということになります。

◆吉野恭介委員長 そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 今、上杉委員や星見委員からもですね、環境影響調査等、そういったものを、やはりきちんと見ながら、私たち議会も勉強しながら判断するというのがよいのではないかと、こういうような意見をいただいたというふうに思っております。私自身はですね、今回、この請願がなされた背景というのは、今までだって、実際、環境影響調査みたいなものが、1回県に出されて、先ほど星見委員が紹介していただいたんですけど、そのときにも、なかなかその事業者は、きちんとしたことをやっていなかった。そして、あわせてですね、実際、私が議会で市長に質問したときにも、そういう環境の危惧が改善されたのかって言ったら、改善されていないという答弁もあった。そして、近年災害がかなりある中で、この自分たちのまち、命を守りたい、こういう思いで、この請願は出されたものだというふうに思っております。

私たちは、この災害から、どう自分、この鳥取市のまちを守ったり、人の命だとか、財産を守るかと、こういう観点で見たら、やはり予防していく、減災をしていくというのは、災害に対しての、やっぱり捉えだと思うんですね。そういう意味で、今回のこのことは、提起をされてるんだということで、私は受け止めて、ぜひ、皆さんに賛成をしていただきたいな、そんなことをちょっとお伝えしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今の坂根委員の発言は、災害が起こるという前提の下でのその発言だというふうに思っております。だから、これは、造ったら必ず災害が起こるんだと、その前提の下での、多分発言だというふうに思うんで、このことについては、先ほどのレッドゾーン以外でも建てられるという話になればですね、災害を避ける、そういったところでなくしてというような格好になろうというふうに思うんで、言ってみれば、もう災害が起こるという前提の下でのその

考え、発言っていうのは、ちょっと私にとっては、少し理解に苦しむところもないでもない、もあるということですね。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 執行部に伺いたいんですけど、レッドゾーンに建てられる可能性もあるという話が。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

◆坂根政代委員 いけないですよ。山は。それで、先ほどの質問でいうと、環境基本計画との関係はどうなりますか。

◆吉野恭介委員長 林参事。

○林 公博生活環境課参事 生活環境課、林です。環境基本計画も山林の保全ということが入っております。そうなりますと、環境基本計画の大規模なものであれば、当然、所管が違いますけど、森林計画、県も市もあります。民有林でありましたら、そういったものも含めて大規模なものということになると、影響が出れば、環境基本計画などの見直しにも、影響が出てくるものと考えております。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 先ほど参事のほうから説明がありましたので、補足ですけども、基本的に、保安林などにすぐには、設置はできません。設置する場合には、そういう許可を排除しないといけないエリアを、理由がないことには、保安林等の解除はできません。法的根拠等も若干ありまして、例えば、再エネ法では促進区域というのを市が設定し、風車を建てて良いところを設置した場合には、その辺は、環境影響評価等を踏まえた手続がない限りは、解除することもできません。言わば、そういったエリアについて、行政のが許可をするかどうかというところの部分です。促進区域等を設置する場合は、ある意味限られたと、市が議会等と話をした上で、このエリアには設置してもいいだろうというような協議などをしっかりされてからでなければ、保安林解除は簡単にできるものではないところだけは、補足説明をさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今の関連だけでも、リンピアいなばの造成のときには、たしか保安林があって、ここ、保安林解除しなければならないということで、先ほどの話で、国のほうにも、結構、かなりお願いをしてというようなことがたしかあったと思うんです。覚えとられんかな、違うかな。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 すみません。リンピアいなばの関係は、存じ上げておりません。御承知のとおりで、建設に当たってはしっかりと安全性とか、地域の皆様の同意はもちろんですし、そういった事業が成り立つことの証明、もしくは、環境影響評価、いわゆるアセスが重要でございます。リンピアの時も、アセスをされた上で解除しているはずですので、しっかりと安全性を確認した上でなければ解除はできないということです。そういった部分については、地域の皆さんや行政が、しっかりと認識した上で設置をしていくという、開発して

いくという場合に限られるものと考えております。例えば民間が、メガソーラー等におきましても、保安林とか、そういった部分については、基本的には、簡単に設置はできない状況であるということをご補足させていただきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今、局長の発言だというふうに思いますけれども、例えば、明治・神戸地区に、保安林がどういう形であるのか、ちょっと私も分かりませんが、そういったことにかかるのであるならば、これは、明らかに、多分、市も県も国も、保安林解除っていうのは、まず無理だという思っておりますし、そういう状況の中で、業者は、その辺りは、多分知ってるだろうというふうに思いますんで、それを避けてという話になるんじゃないかなというふうに思いますけれども、仮にですね、その多く予定地が、保安林とか、そういったもので、ある程度その保安林を何とかせなあかんということになれば、これは大きな問題があるというふうに思っておりますし、そういった場合には、もちろん、これは進める話にはならないというふうに思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 議会は、中立であったほうがええっていう御意見なんですけど、私は、ちょっとその感覚がよく分からなくて、なぜ中立でないといけないのか、まあ、それは、今の現状で、地域が割れてて、下手に議会がどちらかの方向性を出すのはっていうことがあるのかもしれないですけども、でも、この問題って、何年も前から実はもうあってですね、本当に、配慮書、方法書、そういう段階経て、今に来てて、ずーっと、この、もう大分ですよ、七、八年なるかもしれないんですけど、それだけの間、本当にその賛成している人たちも、反対している人たちも、すごく住みづらい状況を強いられてるわけですよ。それは何でかっていったら、山のところに、そんなもん造るって、事業者が言ってきたからなんですよ。

そもそも、じゃあ、その危ないところを除外して、造れるところに造ればええんかって、違う話やと思うんですよ。そもそも、あんな大きなものを、当初言われてた、150メートルにしたって、すごい大きいですからね。その当時、150メートルで国内最大級って言われてたんですから。そういうものを、じゃあ、平地じゃなくて、星見委員も前回言われてたけど、山にそんなものを、そもそも造っていいのかっていうことだと思ってるんですよ。

だから、本当にこうね、何にもしてない中でも、いろいろ災害が起きる可能性があるっていうふうに言われてるときに、わざわざ、そんな山を削って、道造って、何してっていうね、大きな工事を必要とするものを、幾ら再エネだっていっても、そういうことを本当にしなきゃならないのかっていうことも、一つ大きな問題としてあると思うので、私はもう、そもそもこんな大きな風力には反対なので、この請願者の言われることも分かるし、大体大きなもん、要らんとおもうから、この請願には賛成なんですけれども、やっぱり私、議会というか、議員が、今だから判断せなあかんのじゃないのかなと思っております。何か議会が中立っていうのは、私は逃げやと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 前回の発言に加えて、特に、このコミュニティーの分断が生じているという

ころが、とても課題であると思います。議会が、この議決によって、分断ではなくても、分断が生じていて、それは、事業者によって引き起こされたものと認識しています。また、その最後のこの文面審査でいくと、予想、想定とあって、これがどうなのかということがありましたが、山根局長のほうから、森林法に定める云々で、承知をしているという発言も、執行部のほうからあって、文面としては問題ないのかなと思って。

自分は認識しておりますけど、ちょっとその辺りも確認、もしあれば、御発言いただきたいですけれども、自分は、そのように御発言があったと思っております。

また、高さ192メートルのところですけども、これ、陳述会のときに、提出者から説明がありましたけれども、この根拠は、チラシによるということがありましたね。だから、いろいろ文面審査で、この根拠等には問題ないと、特に、この最後のですね、意を酌んでいただき、真摯に向き合っていただくよう、切にお願いするということであったり、坂根さんが最初に言われた、その根拠であったり、執行部のほうからも、その森林法ですね、そういったところも触れられているので、ここ、前回の自分の発言に加えてですね、最初のコミュニティーが分断されてるといふところと、地区の存続のみならず、市の負の影響が予想されるということも、文面審査では問題ないと思いますので、これは賛成をいたします。

◆吉野恭介委員長 執行部、森林法の話が出ましたけど、確認の答弁をしていただけないですか。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 森林法の内容ですが、先ほども言いましたが、本来は、温対法の21条の第5項のほうにもありますが、鳥取市なり自治体が促進区域等を設定により、森林法といいますか、保安林の解除ができるような形に法律の条文はなっております。鳥取市としても、この事業を進めるに当たっては、やはり地域が賛成することはもちろんですし、地域の発展につながる等、地元と協議を行った上で判断するものと思っております。法的な部分の説明ということで、森林法に基づいた手続きを行わない限りは、保安林の解除はできないということの説明をさせていただきました。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。そのほか質疑、よろしいですね。

それでは、討論はございますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 この請願の紹介者でもあるんですけど、先ほど伊藤議員からもありましたけれど、この問題は、もう七、八年前から、ずーっと提起をされてきました。そして、近年の災害の状況踏まえながらも、より、それが、この明治地区の方々にとっては厳しいものとして映り、環境を守る、こういうことから、今回提案をされたものだというところで受けております。ぜひ、命を守る、環境を守る、そんな意味合いからですね、議会としても、きちんと意見を出していただくようお願いをしたいと思います。賛成討論ということでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私も、この請願に賛成の立場で討論します。そもそも、この大型の風力発電っていうのは、やはり環境を壊すものと認識をしています。それで、国のほうも、いろいろと規制を強めてきている部分は確かにありますけれども、でも、法改正をして以降は対象になるけれども、それまでの分は対象にならなかったりとか、そういうことを考えると、今進められようとしている、この事業計画というのは、言えば、緩い条件の中で進められる可能性があ

るというふうにも思っています。

それで、本当に住民の方たちの不安を、どうなくしていくのかっていうことを、やっぱり私は、こういう請願を出されてきたということ踏まえて、そこを最優先に考えていきたいと思っておりますし、誰しもが安心して暮らしたいという権利は持っているわけなので、議会は中立だとか、根拠がどうのこうのという御意見もありましたけれども、やっぱりこの、おそれがあるという、そういう予想されると、そういうことであつたとしても、それは、私は真つ当な、この請願の訴えだと思しますので、もうぜひね、ある意味、国の法改正を進めていく上でも、この請願には、議会として賛成をしていただきたいと思っております。議員には、住民の命とか生活環境を守っていくという、そういった責任、使命もあると思っておりますので、ぜひ、御賛同をお願いしたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか、星見委員。

◆星見健蔵委員 私はですね、何度も言いますが、このたびのこの請願については、一応賛同できないという考えであります。というのは、やはり、この気持ちっていうか、その想定されるとかですね、心配される思いというのは、私は重々分かります。そういった中にあつてもですね、やはり確信がないということもあろうかと思っております。それで、その建設予定地周辺の住民の皆さんの意見も、賛否あるという中にあつてですね、現段階で、賛成とか反対とか、推進とか中止とかですね、こういう判断をすべきでない、私は、しっかりと県が、環境いうか、意見をというものを出された上でですね、改めて結論を出すべきだというふうに思っておりますし、もう少し風力発電自体の危険性、安全性、そういったものについても、勉強していかないけんと思うんですよね。拙速に今、中止だ、推進だっていうことを議会としてやるべきじゃない、そういう思いでありまして、この請願には、現段階では賛同することはできません。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ありますか。米村委員。

◆米村京子委員 米村です。賛成の立場でさせていただきます。っていうのは、ここに書いてありますように、地元、自治会・集落間に隔たりがなく地元貢献がされるよう、話合いの場となる協議会を設置。

（「違う」と呼ぶ者あり）

◆米村京子委員 あっ、これ、違うか。すみません。昔のを読んでおりました。新しいのは読みませんが、とにかく、私は賛成の立場というのは、とにかくね、地元民の話合いの場が一番必要だということです。それさえあれば、別に私たちが、どうのこうの言う立場ではないとは言われますけども、やっぱり地元が地元のように、それで、事業所の態度が、あまりにもちょっと中途半端な気がしますので、その辺も踏まえて、この請願に対しては、賛成させていただきます。

◆吉野恭介委員長 浅野委員。

◆浅野博文委員 この地元住民の方も、賛成・反対が拮抗してることありますし、私自身も、個人的な意見は持っておりますけども、この民間事業者が、法律にのっとって、この事業を進めていることは、もうこの法律にのっとってること、これに、議会がどうこうというのは、そもそも中立な立場でおるべき議会が、そういう賛成・反対を述べるのは、おかし

なことだと、基本的に思います。

その上で、この事業を進めていく中で、この請願の理由にあります、災害とかのいろんな懸念というのは、事業者がしっかりと地元の方に説明をして、それをクリアしていくことが一番大事なことで、クリアできないときには、この環境影響評価とかで、知事意見とか、市長意見とか出されて、そこで判断もしていく材料になると思うんですけども、それまでは、なかなか事業計画も、よく僕たちも分かりませんので、判断ができないってことで、継続審査も前回採決されましたけども、そういった継続審査も、僕も賛成をさせてもらったんですけども、否決されましたので、この今回の請願に対しては、賛成はちょっとできないということで、反対するしかないなとは思っているところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 皆さんから討論をいただきました。

これより、採決に入りたいと思います。令和7年請願第7号鳥取市南部の風力発電建設計画を中止する請願を採決いたします。本請願の採択に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 賛成多数と認め、本請願は採択と決定いたしました。

これで市民生活部を終わります。ありがとうございました。

それでは、執行部より答弁をいただきたいと思います。田淵所長。

○田淵 聡中央人権福祉センター所長 先ほどは、失礼しました。資料1の1、10ページになります。伊藤議員からの御質問で、生活困窮者自立相談支援事業費の内訳について、増額の件についてお答えいたします。

まずは、増額につきましては、報酬と職員手当、共済費の増額によるものです。報酬については、パーソナルサポートセンター職員6名の時間外勤務手当の実績見込みによる増です。次に、職員手当は、新規採用職員の当初予算に対して、採用の結果、新任が1名、市の会計年度職員から継続雇用となったことにより、期末・勤勉手当の期間率の関係で増額となったものです。共済費は、率の改定があったため、増額となっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 回答ありがとうございました。

それでは、以上で総務企画委員会を終了します。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後2時25分 閉会

令和7年12月定例会 総務企画委員会

(議案審査、請願審査)

日時：令和7年12月16日(火) 午前10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

総務部・危機管理部

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第136号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第4号)【所管に属する部分】
- ・議案第139号 令和7年度鳥取市土地取得費特別会計補正予算(第1号)
- ・議案第141号 令和7年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算(第1号)
- ・議案第149号 鳥取市職員給与条例の一部改正について
- ・議案第150号 鳥取市手数料条例の一部改正について

企画推進部

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第136号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第4号)【所管に属する部分】

市民生活部

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第136号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第4号)【所管に属する部分】
- ・議案第147号 鳥取市鹿野城跡公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- ・議案第190号 工事請負契約の締結について

◎請願【質疑・討論・採決】

< 請願(新規) >

- ・令和7年請願第7号 鳥取市南部の風力発電計画を中止する請願

監査委員

・ 選挙管理委員会

・ 出納室

・ 市議会

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 136 号 令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 4 号）【所管に属する部分】
- ・ 議案第 148 号 鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部改正について

その他

- ・ 請願・陳情審査 不採択理由について
- ・ 令和 8 年度総務企画委員会視察について